



平成 27 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 アンジェス MG株式会社
代表者名 代表取締役社長 山田 英
(コード番号 4563 東証マザーズ)
問合せ先 経営企画部長 米尾 哲治
電話番号 03-5730-2641

第三者割当による新株式発行（第 2 回割当、第 4 回割当、第 5 回割当及び第 6 回割当）の発行中止及び本プログラムの終了並びに第三者割当による新株式発行（第 5 回割当及び第 6 回割当）に係る有価証券届出書の取下げに関するお知らせ

当社は、平成 27 年 3 月 20 日発表の「株式発行プログラム設定契約締結及び第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」（以下「当初お知らせ」といいます。）に記載の株式発行プログラム（以下「本プログラム」といいます。）に関し、本日開催の取締役会において、第 2 回割当、第 4 回割当、第 5 回割当及び第 6 回割当による新株式発行を中止し、平成 27 年 3 月 20 日に関東財務局長へ提出しておりました第 5 回割当及び第 6 回割当に係る有価証券届出書を取り下げることを決議し、併せて、本プログラムを終了させることを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本プログラム終了並びに第 5 回割当及び第 6 回割当による新株式発行の中止の理由

今回の資金調達、当社が EVO FUND を割当予定先とする第三者割当増資を、本プログラムで予め定められた期日に全 6 回の割当によって行うものです。本プログラムの概要及び各回の割当の詳細につきましては、「当初お知らせ」の I. 1 記載の「本プログラムの内容」をご参照ください。

本プログラムにおいて、第 2 回以降の各回の割当については、当該割当に係る割当決議日（同日を含まない。）の 3 取引日前の日までに割当予定先に対して通知を行うことにより、当該割当を行わないことができます。

当社が、平成 27 年 3 月 20 日に本プログラムの設定及び第 1 回割当について「当初お知らせ」で公表した後、当社の株価が急激に変動したことを踏まえ、当該時点では第 2 回割当による新株式発行を行わないこととし、割当決議日及び払込期日を変更することといたしました（平成 27 年 4 月 7 日発表の「第三者割当による新株式発行（第 2 回割当）の発行見合わせ及び有価証券届出書の取下げに関するお知らせ」をご参照ください。）。株価の急激な変動についてはその原因となる異常な事由や事態等は見当たらなかったため、当社が、平成 27 年 4 月 24 日に第 3 回割当について「EVO FUND に対する第三者割当による新株式発行（第 3 回割当）に関するお知らせ」（以下「第 3 回お知らせ」といいます。）で公表したとおり、第 3 回割当に係る決議を行いました。しかしながら、その後、当社の株価は更に下落し、本プログラムに基づき発生する希薄化の規模に照らしても、当社の株価は非常に低い水準で推移したことを踏まえ、当該時点では第 4 回割当による新株式発行を行わないこととし、割当決議日及び払込期日を変更することといたしました（平成 27 年 5 月 12 日発表の「第三者割当による新株式発行（第 4 回割当）の発行見合わせ及び有価証券届出書の取下げに関するお知らせ」をご参照ください。）。

そして、第 4 回割当による新株式発行の見合わせを行った後も現時点に至るまで、当社の株価は低い水準で推移しており、第 1 回割当において発行価額の決定の基準となった株価が 1 株 299 円であったのに対して、第 3 回割当において発行価額の決定の基準となった株価は 1 株 244 円となりました。本日開催の取締役会において決議の基準となった平成 27 年 5 月 22 日の株式会社東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値は 1 株 248 円となり、第 3 回割当の発行価額の決定の基準となった株価（1 株 244 円）を若干上回ったものの、第 3 回割当以降全体としては当社の株価は継続的に低い水準で推移しており、現時点においては、当プログラムの対象期間である平成 27 年 7 月 31 日までの短

期間で当社の株価の回復を見込むことが困難であると考えました。このような現状を踏まえると、今後予定されている第5回割当及び第6回割当に加え、現時点までに変更後の日程について当社と割当予定先との間で合意に至っていない第2回割当及び第4回割当を実施したとしても、当初の見込んでいた額の資金調達を実現することができず、また、既存株主に与える希薄化の影響が大きくなることから、これらの割当の全てを実施しないことが適切であるとの判断に至りました。

そのため、当社は、本日開催の取締役会において、第2回割当、第4回割当、第5回割当及び第6回割当による新株式発行を中止することを決議し、その旨を割当予定先に通知いたしました。これにより、本プログラムが終了することになります。また、これに合わせて、平成27年3月20日に関東財務局長へ提出しておりました第5回割当及び第6回割当に係る有価証券届出書を取り下げることについて決議し、当該有価証券届出書の取り下げを行っております。

2 本プログラムによる資金調達の結果と今後の見通し

本プログラムでは、当初、予め定められた期日に全6回の割当によって新株式発行を行う予定でしたが、実際には第1回割当及び第3回割当が実施されたのみであり、実際の調達額は以下のとおりとなります。

	当初見込総額	実際の総額
(1) 本プログラムに基づく新株式の払込金額	2,750,000,000円	735,750,000円
(2) 発行諸費用	33,000,000円	19,000,000円
(3) 差引手取概算額	2,627,750,000円	716,750,000円

本プログラムに基づく資金調達は、(i) NF- κ B デコイオリゴのアトピー性皮膚炎を対象疾患とした日本国内における第Ⅲ相臨床試験、並びに(ii) NF- κ B デコイオリゴの椎間板性腰痛症を対象疾患とした米国における第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験の実施及び準備に必要なと見込まれる費用を調達することにあります。当社は、現時点においては、計画にしたがって上記(i)及び(ii)を推進していく予定です。そのため、上記(i)及び(ii)に必要な費用の具体的な内容、額及び支出時期については、「当初お知らせ」のⅡ. 3. (2)「調達する資金の具体的な使途」及び「第3回お知らせ」の4.

(2)「調達する資金の具体的な使途」に記載した内容に変更はありません。そこで、本プログラムに基づき調達した資金を支弁時期の早いものから充当していく予定です。もっとも、今回の本プログラムの終了によって、上記のとおり資金調達額が大幅に減少したため、本プログラムに基づき調達された資金では、かかる費用の全額について賄うことができません。当社としては、アトピー性皮膚炎及び椎間板性腰痛症を対象としたNF- κ B デコイオリゴの開発を前進させるために、今後、株式市場やマーケット状況を勘案の上、エクイティ・ファイナンスによる資金調達及び新規提携先確保による契約一時金の調達等の施策を講ずることにより随時その不足分の調達を検討してまいります。

(ご参考)

今回発行を中止することを決議した第5回割当及び第6回割当による新株式発行の概要

(第5回割当)

(1)	割 当 決 議 日	平成27年5月29日
(2)	払 込 期 日	平成27年6月15日
(3)	発 行 新 株 式 数	普通株式1,750,000株
(4)	発 行 価 額	未定(注1)
(5)	調 達 資 金 の 額	未定
(6)	募 集 方 法	第三者割当の方法による。
(7)	割 当 予 定 先	EVO FUND
(8)	その他	割当については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。また、当社は、EVO FUNDとの間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本割当により発行される新株式の引受けに係る第三者割当て契約を締結する予定です。

(注1) 1株あたりの発行価額は、本プログラムに基づき、平成27年5月28日の株式会社東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の92%（小数点以下四捨五入）とする予定でした。

(第6回割当)

(1)	割 当 決 議 日	平成27年6月16日
(2)	払 込 期 日	平成27年7月2日
(3)	発 行 新 株 式 数	普通株式1,750,000株
(4)	発 行 価 額	未定(注1)
(5)	調 達 資 金 の 額	未定
(6)	募 集 方 法	第三者割当の方法による。
(7)	割 当 予 定 先	EVO FUND
(8)	その他	割当については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。また、当社は、EVO FUNDとの間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本割当により発行される新株式の引受けに係る第三者割当て契約を締結する予定です。

(注1) 1株あたりの発行価額は、本プログラムに基づき、平成27年6月15日の株式会社東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の92%（小数点以下四捨五入）とする予定でした。